

規程第34号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会火災見舞金支給規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、災害を受けた住民に対し見舞金を支給することを目的とする。

（災害の定義）

第2条 この規程において災害とは、住居とする家屋が全焼又は半焼により被害が生ずることをいう。

（対象者）

第3条 見舞金の支給を受けることができる者は、本市に住所を有し、その世帯の実情により本会会長（以下「会長」という。）が支給決定した者とする。

（見舞金の額）

第4条 見舞金の額は、20,000円とする。

（報告）

第5条 役職員等は、地域においてこの規程に該当する事実を知ったときは、速やかに必要事項を会長に報告するものとする。

（支給）

第6条 会長は前条の規定により、見舞金の支給が必要と認めた者に対し、速やかに見舞金を支給するものとする。

（適用除外）

第7条 災害救助法が適用された場合、又はそれに準ずる大規模災害にあっては、この規程を適用しない。

（委任）

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年9月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。